

伊勢崎市監査委員告示第 6 号

公 表 書

令和 3 年度定期監査を執行したので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき
その結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 8 月 31 日

伊勢崎市監査委員 光山 喜一郎

同 高田 嘉郎

同 新井 智

記

1 定期監査結果報告書

上下水道局

伊勢崎浄化センター、下水道施設課、下水道整備課、浄水課、上水道整備課、
総務課（令和 2 年度分）

令和3年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査

3 監査の日程及び対象

令和3年7月7日（水）

○上下水道局

伊勢崎浄化センター・下水道施設課・下水道整備課・浄水課・上水道整備課・総務課

4 監査の着眼点

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策は万全であるか。

5 監査の実施内容

（1）予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 予算の執行状況について

イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について

エ 契約関係について

オ 物品及び薬品等の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、現地において対象各課の予備監査結果と提出書類に基づき質疑応答形式で実施した。また、施設及び設備については外観的に監査した。

6 監査の結果

財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

予備監査の結果を含めた個別の指摘事項については、本監査において、部長等に対し口頭で指摘するとともに各所属長から、その対応状況等を聴取した。主なものは次のとおりである。

[事務改善]

服務関係において、週休日の振替簿兼代休日の指定簿で決裁されているが時間外勤務手当（100分の25）が支給されていないものがあった。

契約関係において、設計単価、数量から計算される金額と設計額が相違しているもの、契約書に市長印の押印がないもの、監督職員指定通知書の決裁者が相違しているもの、工程表に記載の実施回数が仕様書と相違しているもの、設計書の除草面積と業務実績報告書の除草面積が相違しているものがあった。チェック体制の充実と慎重かつ適正な事務処理を望むものである。